

大阪市の住まい・まちづくり施策

令和6年9月26日

(1) 安全・安心な住宅・住環境づくり

- ① 建築物の耐震化の促進
- ② 密集住宅市街地等における住環境の整備
- ③ 地域の防犯性の向上

(2) 居住安定確保に向けた取組の強化

- ① 高齢者・障がい者等の居住安定の確保
- ② 市営住宅の公平・公正な入居管理の実施
- ③ 住宅のバリアフリー化の促進

(3) 魅力あるまちづくりと居住文化の継承

- ① 住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備
- ② 地域における自立的・継続的なまちづくり活動の支援

(4) 幅広い都市居住ニーズへの対応

- ① 新婚・子育て世帯の市内居住の促進
- ② 良質な都市型住宅の供給促進
- ③ 外国人の居住ニーズへの対応

(5) 住宅の長期利用と ストックの再生・有効活用

- ① 住宅の長寿命化の促進
- ② 既存住宅流通市場の活性化
- ③ マンションの適正な維持管理と円滑な建替えの支援
- ④ 市営住宅ストックの有効活用と地域まちづくりへの貢献

(6) 環境に配慮した 住まい・まちづくりの推進

- ① 省エネルギー・省CO₂型住宅・建築物の整備促進
- ② 住宅・建築物におけるヒートアイランド対策の促進
- ③ 都市における自然環境の創出

(7) 総合的な住情報提供プログラムの構築

- ① 多様化・高度化するニーズに応える住情報提供体制の充実
- ② 居住地の魅力情報の広域的な発信
- ③ 住まい・まちづくりに関わる学習プログラムの充実

○ 大規模災害への対応

○ 空家の利活用促進

(1) 安全・安心な住宅・住環境づくり

- ① 建築物の耐震化の促進
- ② 密集住宅市街地等における住環境の整備

① 建築物の耐震化の促進

民間建築物の耐震化の促進

住宅や建築物の耐震改修を促進し、地震に対する安全性の向上を図るため、
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき「大阪市耐震改修促進計画」
を策定し、各種補助事業や耐震化に関する普及啓発を実施

大阪市耐震改修促進計画

（平成20年3月策定、
平成28年3月改定、令和3年3月改定）

【計画期間】

- ・平成28年度～令和7年度（10年間）

【目標】

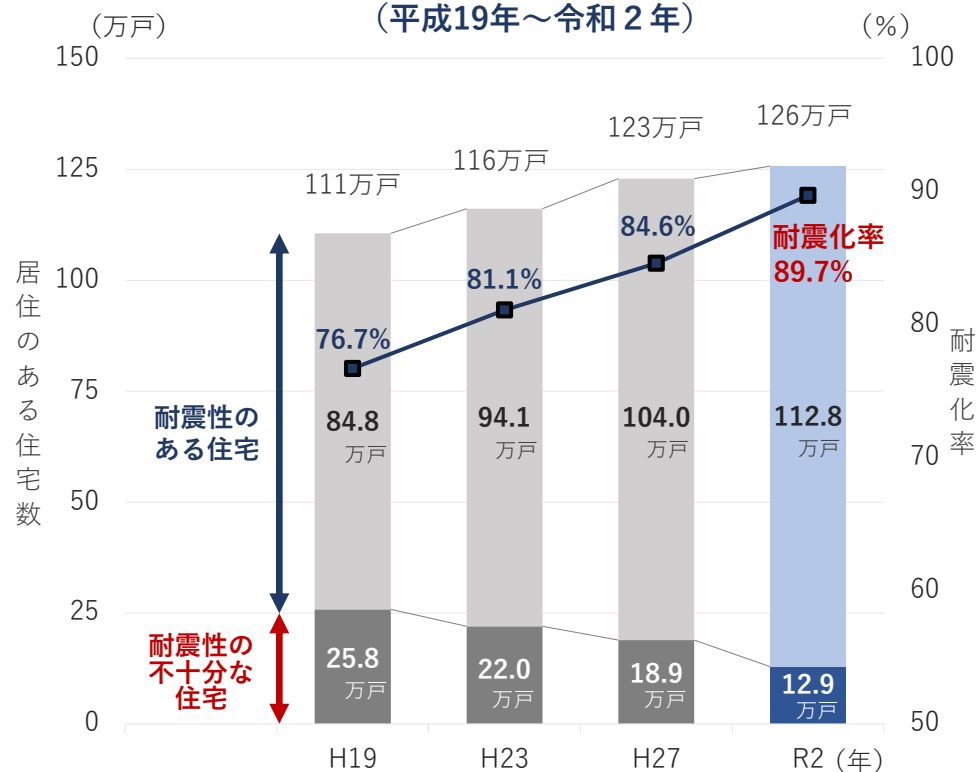
・住宅

耐震化率を令和7年までに95%

・多数の者が利用する建築物

耐震性の不足するものを
令和7年までに概ね解消

民間住宅の耐震化率の推移
（平成19年～令和2年）



資料：住宅・土地統計調査から推計

耐震診断・改修補助事業

民間住宅の耐震化を促進するため、一定の要件を満たすものについて、耐震診断費・耐震改修設計費・耐震改修工事費・耐震除却工事費に対する補助を実施



【補助要件】

- ・平成12年 5 月31日以前に建築された
民間戸建住宅、長屋等（木造・非木造） 等

【補助内容】

○耐震診断

- ・補助率 10/11 以内
- ・限度額 5万円/戸 かつ 20万円/棟

○耐震改修設計

- ・補助率 2/3 以内
- ・限度額 10万円/戸 かつ 18万円/棟

○耐震改修工事

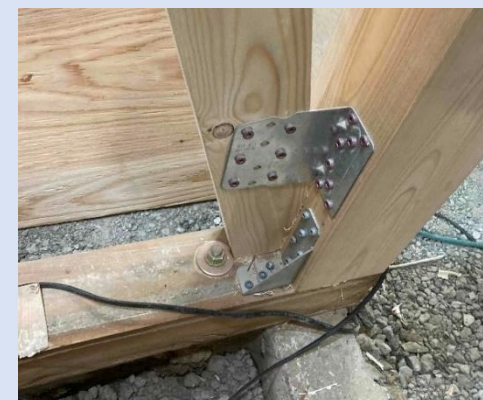
- ・補助率 1/2 以内
- ・限度額 100万円/戸

○耐震除却工事

- ・補助率 1/3 以内
- ・限度額 50万円/戸 かつ 100万円/棟

※耐震診断の結果、所定の耐震性が不足していると判断された住宅を除却する工事

【活用事例】



筋交いの設置

マンション耐震化緊急支援事業

【補助要件】

- ・昭和56年 5 月31日以前に建築された
3 階建て以上の民間マンション
(分譲・賃貸を問わず) 等

【補助内容】

○耐震診断

- ・補助率 2 / 3 以内
- ・限度額 200万円／棟

○耐震改修工事

- ・補助率 23% 以内
- ・限度額 3,000万円／棟

○耐震改修設計

- ・補助率 2 / 3 以内
- ・限度額 300万円／棟

【活用事例】



アウトフレームの設置
メゾンドール帝塚山（平成27年度補助事業）

大阪市耐震改修支援機構

〔設立経過〕

- ・住宅や耐震の分野において専門性を有する公的団体や、
建築関係団体等が連携し、耐震化の促進に向けた幅広い
取組を積極的に進めていくことを目的として設立（平成20年10月）

〔事業〕

- ・住宅の耐震化に係る普及啓発（出前講座・個別相談会等）
- ・耐震事業者の情報提供



出前講座

耐震化に関する充実した情報発信や建物所有者への確実な普及啓発、 区役所・地域等と連携した普及啓発の実施

- ・ 広報紙やＳＮＳ（防災・耐震化計画グループ公式Ｘ（旧Twitter））での補助制度周知
 - ・ 大阪市耐震改修支援機構のメンバーによる出前講座の実施
 - ・ 各区のイベント（区民まつり）等での補助制度周知
 - ・ デジタルサイネージを活用した制度案内（ターミナル駅・商業施設）
 - ・ 市役所本庁舎におけるパネル展の実施
 - ・ 公共施設でのポスター掲示（Osaka Metro・郵便局等）
- など

【実績事例】



区民まつり



デジタルサイネージ
(あべのキューズモール)



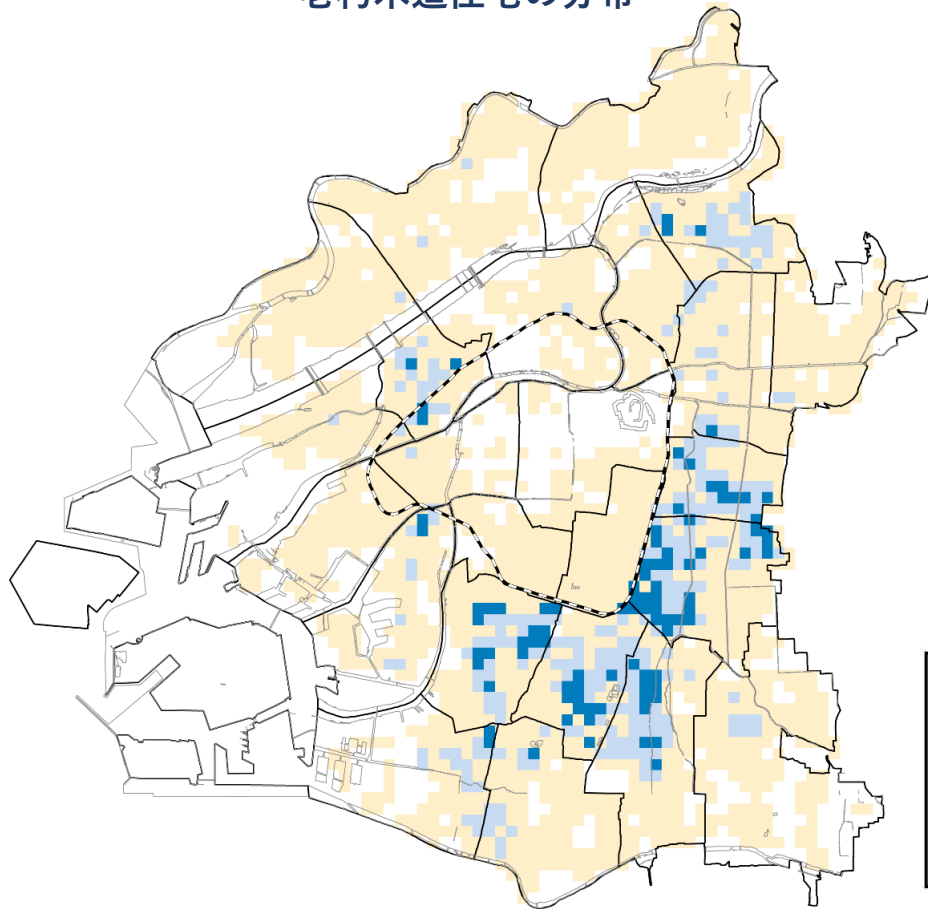
パネル展

② 密集住宅市街地等における住環境の整備

大阪市における密集住宅市街地の現状

J R大阪環状線外周部等の戦災による焼失を免れた地域を中心に、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多く、防災面や住環境面でさまざまな課題を抱えた密集市街地が広く分布

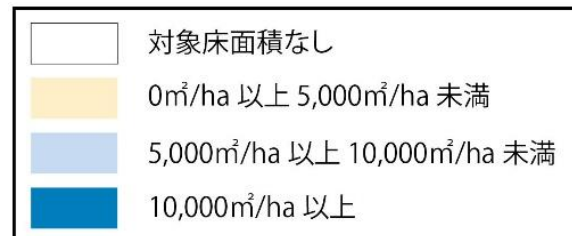
老朽木造住宅の分布



密集住宅市街地のイメージ



※市街地面積 1 haあたりの昭和55年以前に建設された木造住宅の1階床面積の割合（250mメッシュデータ）



出典：密集住宅市街地整備プログラム（令和3年3月策定）

密集住宅市街地の位置づけの経過

平成11年度 : 面的な災害の可能性が高い市街地約3,800haを
「防災性向上重点地区」に位置づけ

平成14年度 : 「防災性向上重点地区」のうち、約1,300haを
「特に優先的な取組が必要な密集住宅市街地」
(優先地区)に位置づけ

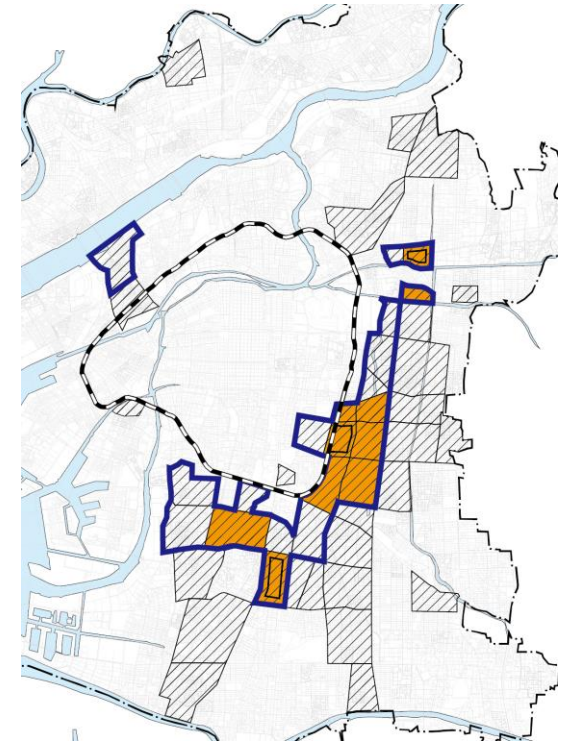
平成24年度 : 「優先地区」を国が進捗管理する
「地震時等に著しく危険な密集市街地」
(危険密集市街地)に位置づけ

平成26年度 : 『密集住宅市街地重点整備プログラム』策定

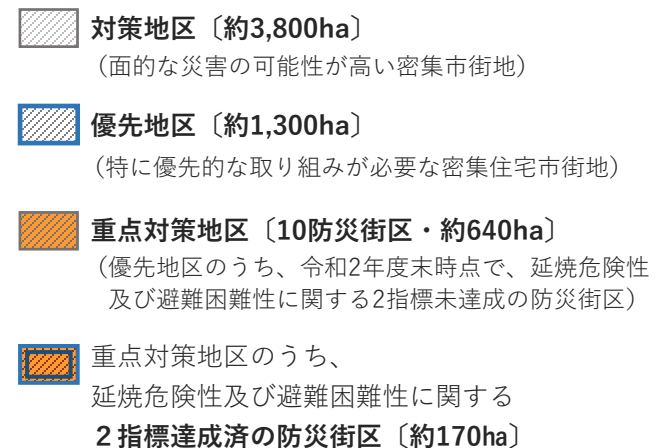
- ・ 優先地区約1,300haを対象に、ハード・ソフト
の両面から取組を実施

令和2年度末 : 『密集住宅市街地整備プログラム』策定

- ・ 優先地区のうち、評価指標の目標値が未達成の街区
(10防災街区・約640ha)を「重点対策地区」に、
防災性向上重点地区を「対策地区」に位置づけ



(令和5年度末時点)



密集住宅市街地における防災性の向上

評価指標・達成基準

燃えにくさ(延焼危険性)『不燃領域率』：40%以上

- ・道路・公園等の空地や燃えにくい建物が占める割合
- ・40%以上になると延焼の危険性は低くなる

逃げやすさ(避難困難性)『地区内閉塞度』：レベル2

- ・地区内の道路を通じて周縁部までの避難確率を5段階評価
- ・上位のレベル1又は2になると道路閉塞の危険性は低くなる

密集住宅市街地重点整備プログラム〔平成26年4月策定〕【前プログラム】

優先地区（約1,300ha）を対象に、ハード・ソフトの両面から各種取組を実施

令和2年度 までの目標	延焼危険性及び避難困難性の改善 ・優先地区(21防災街区・約1,300ha)のうち、 半数以上で、2指標を達成 ・優先地区全体で2指標を達成	取組結果 令和2年度末	・11防災街区において2指標を達成 ・優先地区全体で2指標を達成 (令和2年度までの目標を達成)
----------------	---	----------------	--

密集住宅市街地整備プログラム〔令和3年3月策定〕【現行プログラム】

2指標を達成していない防災街区を中心に、防災性向上に向けた積極的な取組を実施

○重点対策地区

延焼危険性及び避難困難性の早期改善に向け、各種施策を集中的に展開

- ・老朽住宅の除却・建替えにおける補助を強化
- ・狭あい道路の拡幅整備における補助 など

○対策地区

密集住宅市街地の不燃化を図る取組を実施

- ・老朽住宅の除却・建替えにおける補助 など

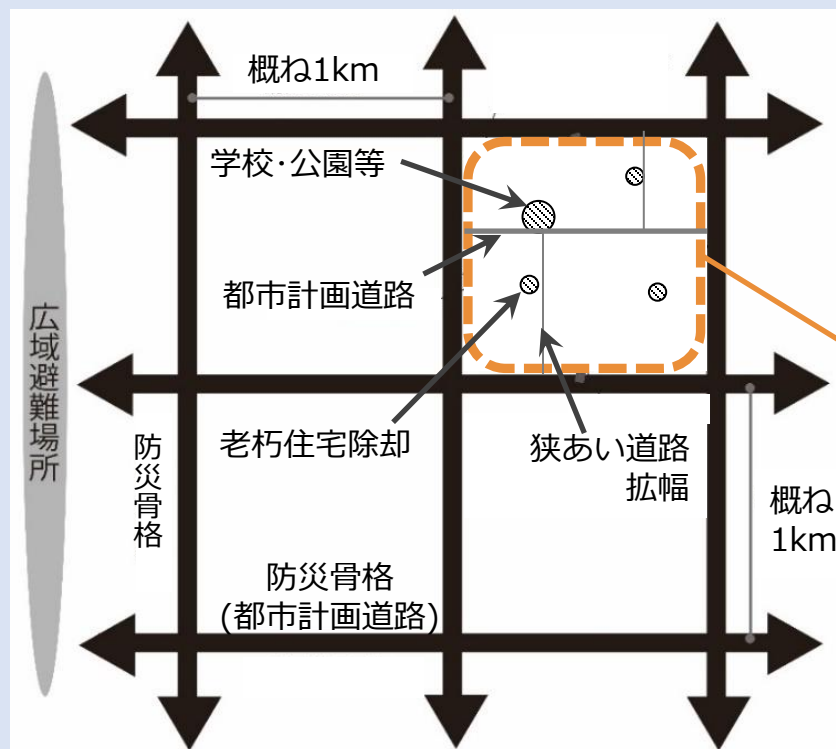
令和12年度 までの目標	延焼危険性及び避難困難性の改善 ・重点対策地区(10防災街区・約640ha)の すべてにおいて、2指標を達成	進捗状況 令和5年度末	・3防災街区・約170haにおいて 2指標を達成
-----------------	---	----------------	--

密集住宅市街地における防災性の向上

災害に強いまちづくりに向けて、市街地の不燃化と避難経路の確保を図るとともに、地震による被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格を形成

密集住宅市街地整備の基本的な考え方

- ・ 戦災を免れた老朽木造住宅が多い → 火災時には燃え広がりやすい
- ・ 狭あいな道路が輻輳している → 建替えが進まない、避難しにくい



まち全体として、燃えにくく
災害時等に逃げやすくする

都市
レベル

[防災骨格の形成]
都市計画道路の整備

地区
レベル

[不燃化や避難経路確保]
民間自主更新の促進
・ 老朽住宅の建替え・除却
・ 狭あい道路の解消 など
公共施設整備の推進
・ 地区内の道路等の整備

市街地の不燃化と避難経路の確保

狭あい道路沿道老朽住宅除却費補助

狭あい道路に面して建てられた老朽木造住宅の除却費に対する補助

【補助率】

- ・ 重点対策地区：2／3
- ・ 対策地区：1／2

【補助限度額】

- ・ 重点対策地区：戸建住宅100万円・集合住宅200万円
- ・ 対策地区：戸建住宅 75万円・集合住宅150万円

【活用事例】



除却前



除却後

集合住宅への建替建設費補助

老朽住宅を除却し、集合住宅に建替える場合の除却費

- ・ 設計費・共同施設整備費に対する補助

【補助率】

- ・ 重点対策地区：2／3

隣地取得型戸建住宅建替建設費補助

未接道敷地等を解消するために隣接する土地を取得し、戸建住宅に建替える場合の除却費・設計費等に対する補助

【補助率】

- ・ 重点対策地区：2／3
- ・ 対策地区：1／2

【活用事例】



建替前（老朽木造住宅）



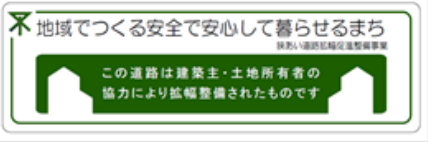
建替後（共同住宅）

狭あい道路拡幅促進整備事業

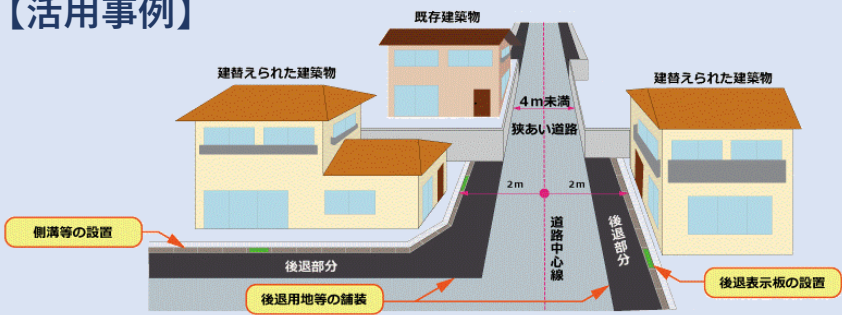
幅員 4 m 未満の狭あい道路に面した敷地で建替えを行う際、後退部分を道路として整備する場合に、拡幅整備費用の一部を補助

【補助率】

- ・ 重点対策地区：2／3



【活用事例】



整備前



整備後

防災空地活用型除却費補助制度

老朽木造住宅を解体し、跡地を防災空地として活用する場合に、解体費用や空地の整備費用の一部を補助

【補助率】

- ・ 重点対策地区：2／3

【補助限度額】

- 〔除却〕戸建住宅100万円・集合住宅200万円
- 〔空地の整備〕 120万円
- ※土地の固定資産税・都市計画税を非課税

【活用事例】



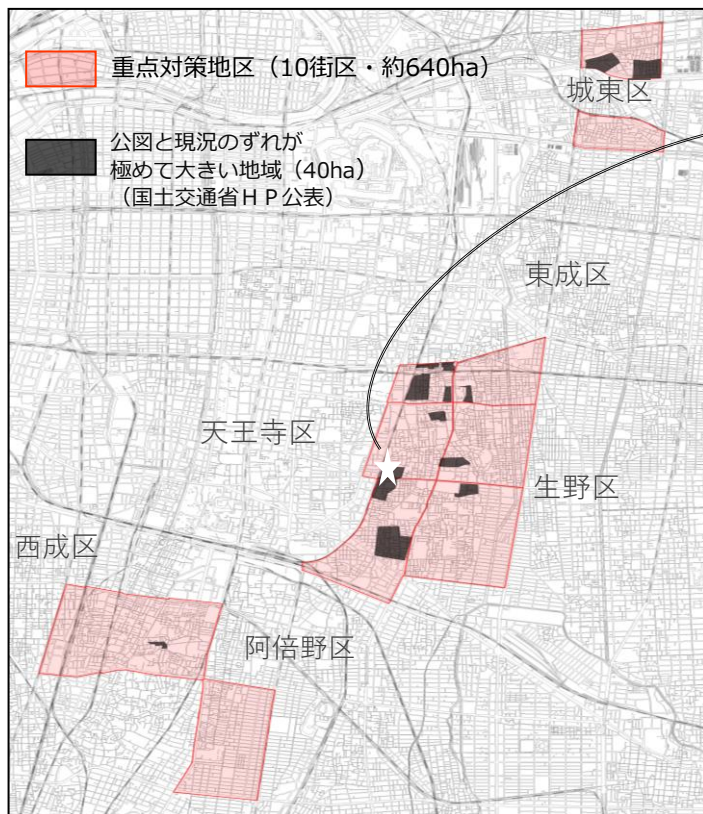
除却前（老朽木造住宅）



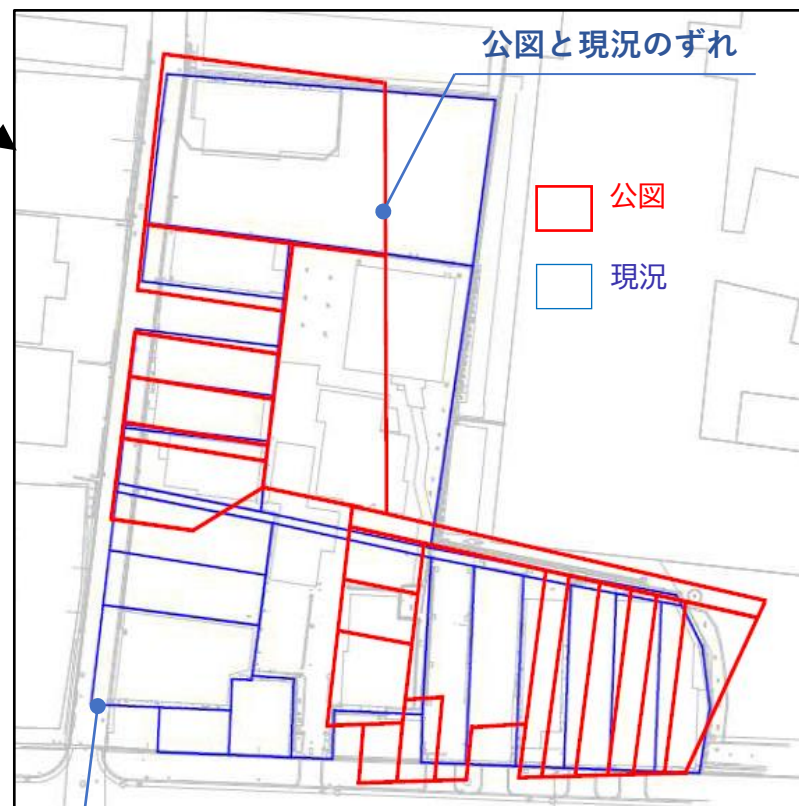
除却後（共同住宅）

建替えを阻害する要因の一つである公図のずれを解消するため、
現況の土地利用にあわせて隣地との土地境界を明確にしたうえで公図を訂正
狭あい道路の拡幅に向けた将来の道路位置の明確化と整備を行うことにより、
老朽住宅の建替えを促進

生野区勝山北一丁目での事業概要



（公図混乱状態イメージ図）



道路が狭く建替え時に
セットバックが必要

生野区南部地区整備事業

老朽住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南西部の区域において、地元住民により結成された生野区南部地区まちづくり協議会と連携して、密集住宅市街地整備のモデル事業を実施

○民間の自主更新を促進

民間老朽木造住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備を補助制度により促進

○公共施設の整備

道路や公園などの都市機能の整備や快適な居住環境をつくるため、都市再生住宅の建設、公共施設の整備などを総合的に実施

○住宅地区改良事業の実施

特に老朽住宅が密集しているエリアにおいて、限定的に市が土地を取得し、跡地に従前居住者用の改良住宅などの建設とあわせて、生活道路・緑地などを一体的に整備

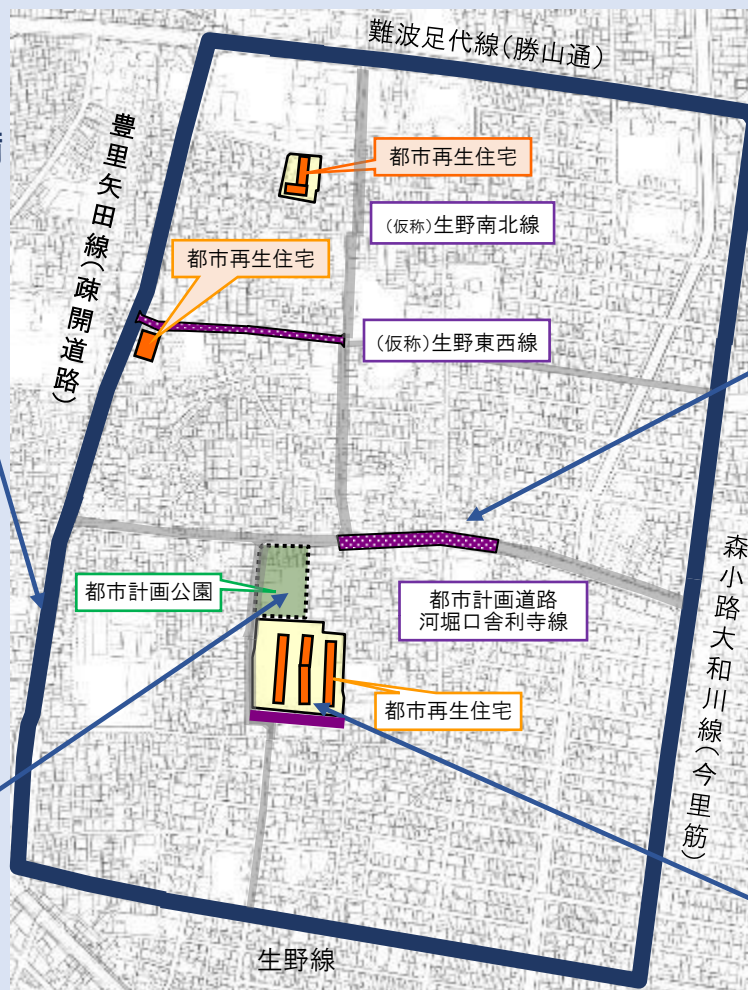


○公共施設の整備

都市計画道路(防災骨格)の整備



都市計画公園(南生野公園)



都市計画道路(河堀口舍利寺線)



都市再生住宅 (生野東住宅 11~13号館)



○住宅地区改良事業の実施

事業計画（生野東第1地区・第2地区）

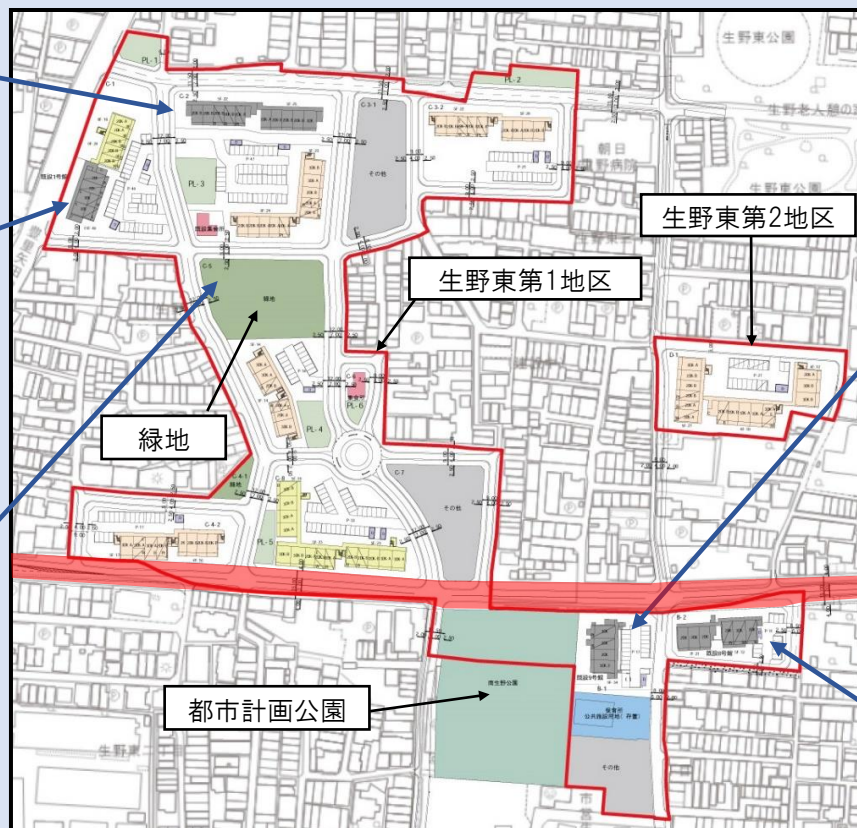
改良住宅(生野東住宅2号館)



(生野東住宅1号館)



南東方面を望む



改良住宅(生野東住宅8号館)



改良住宅(生野東住宅9号館)



地域防災力の向上（ソフトの取組）

発災時の被害拡大防止には、地域における防災活動が不可欠となるため、各区において、地域防災力の向上に向けた取組を推進

○平常時の備えと発災時を想定した訓練

- ・ 地域防災訓練、避難所開設訓練等への支援
- ・ 地域防災リーダーに対する研修
- ・ 防災マップ、ハザードマップの改訂 など

○防災に対する機運の醸成

- ・ 防災イベント、防災講演会等の開催
- ・ 地域防災力向上のための取組事例集の配布
- ・ 災害時地域協力事業所団体等の登録 など

【取組事例】



地域防災訓練



地域防災訓練



避難所開設訓練



地域防災リーダー研修

【取組事例】



防災フェア
(パネルディスカッション)



災害時地域協力事業所・
店舗等登録証



取組事例集
「地域防災力向上のススメ」

(2) 居住安定確保に向けた取組の強化

- ① 高齢者・障がい者等の居住安定の確保
- ② 市営住宅の公平・公正な入居管理の実施

① 高齢者・障がい者等の居住安定の確保

住宅確保要配慮者に対する居住支援に係る取組

関係法令の改正の経過

【平成19年度】

- (背景) ・住宅確保要配慮者の属性に応じた適切な規模等を有する賃貸住宅が十分に供給されていない
・民間賃貸住宅市場で入居制限が行われている など

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の制定

(以下、住宅セーフティネット法)



【平成29年度】

- (背景) ・住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定の拒否感があり、入居制限がなされている
・総人口が減少する中で公営住宅の大幅増が見込めない など

住宅セーフティネット法の改正 (平成29年4月26日公布、平成29年10月25日施行)

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅 (セーフティネット住宅) の登録制度の創設
- ・居住支援法人の指定 など



【令和6年度】

- (背景) ・単身世帯の増加、持家率の低下等により、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まると想定
・死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、住宅確保要配慮者に対する大家の拒否感が大きい など

住宅セーフティネット法の改正 (令和6年6月5日公布)

- ・住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化
- ・居住サポート住宅認定制度の創設 (施行時期未定) など

住宅セーフティネット制度に基づく取組

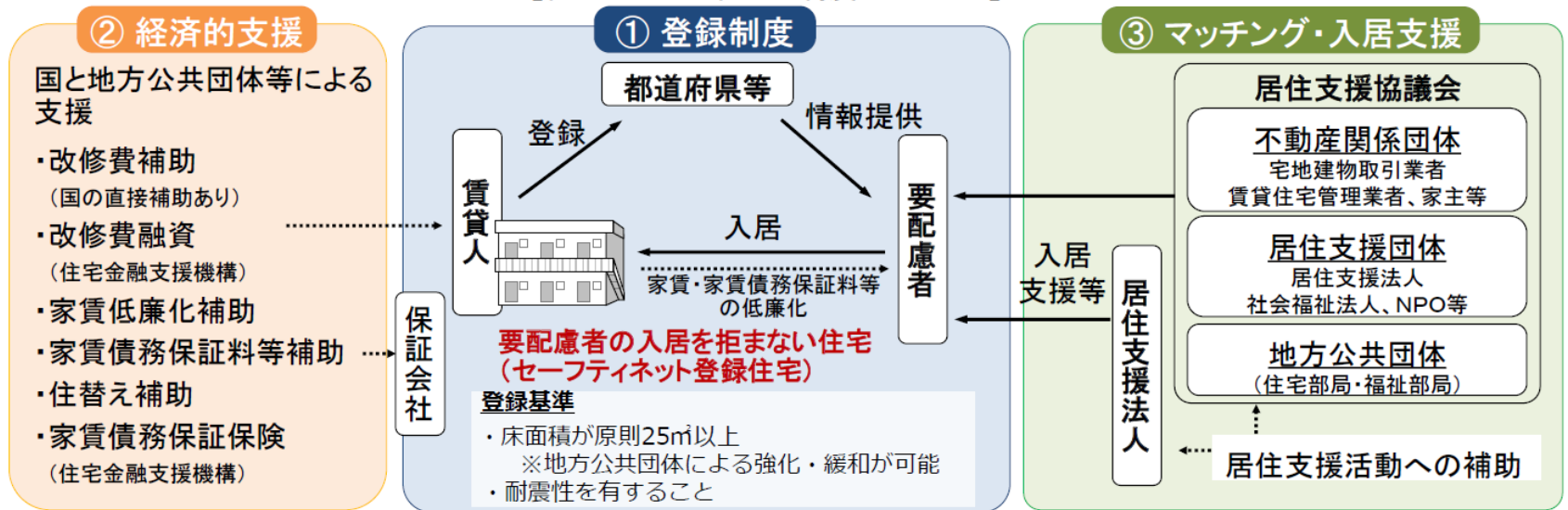
住宅セーフティネット制度のイメージ（平成29年10月～）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



出典：住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめより抜粋（国土交通省）

住宅確保要配慮者とは（大阪市を含む大阪府下における住宅確保要配慮者の範囲）

- ・住宅セーフティネット法において、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯と定められている
- ・また、省令において外国人等が定められているほか、大阪府賃貸住宅供給促進計画で新婚世帯等が定められている

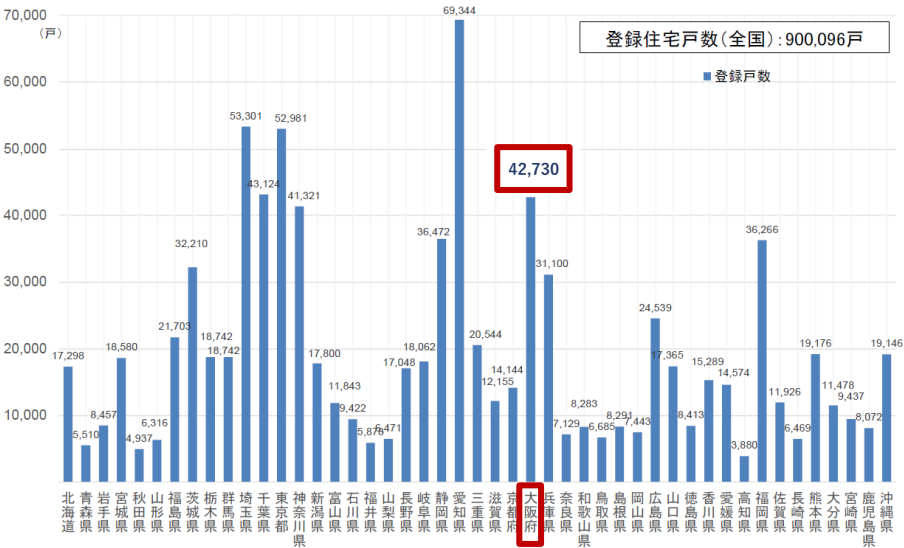
大阪府居住支援協議会

- ・大阪府や不動産関係団体等と連携し、法に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会として「Osakaあんしん住まい推進協議会」を平成27年3月に設立し、大阪市も参画
- ・住宅セーフティネット制度に関する普及啓発や情報提供、大阪市内で活動する府内の関係者間での情報共有等を実施
- ・居住支援法人等と連携し、賃貸住宅への入居支援、生活支援を実施

セーフティネット住宅の登録促進と制度周知

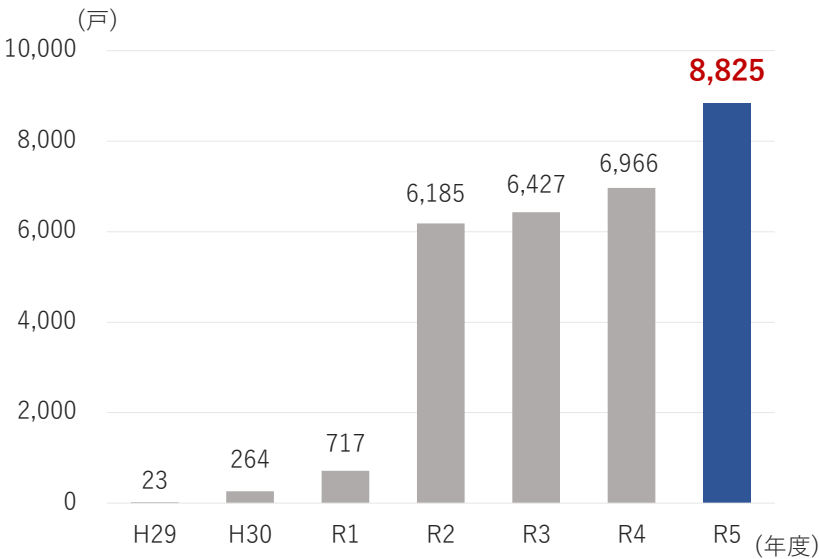
- ・高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、その住宅を専用サイト等で公開
- ・大阪市の登録戸数は、制度が創設された平成29年度以降増加（令和5年度末時点：8,825戸）

セーフティネット住宅 登録実績（都道府県別）
（令和5年度末時点）



出典：国土交通省資料

セーフティネット住宅 累計登録実績（大阪市）



住宅セーフティネット制度に基づく取組

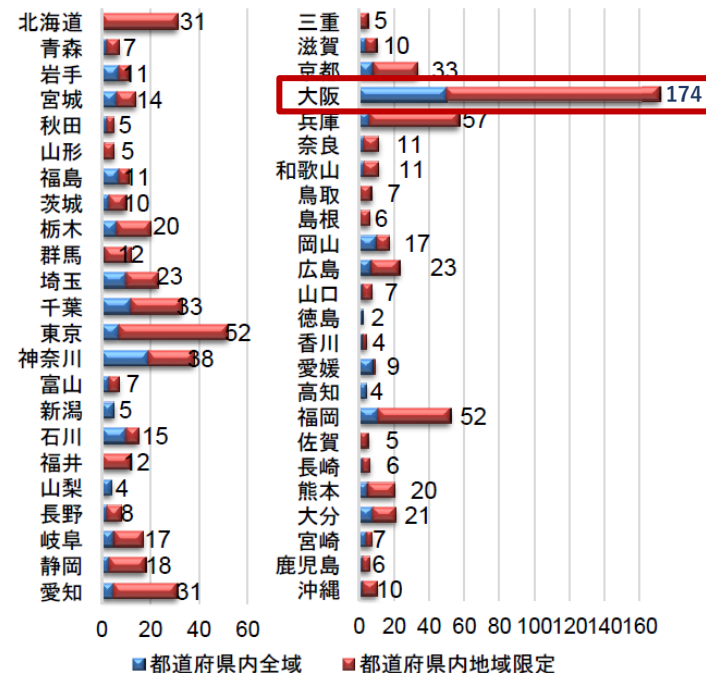
居住支援法人の指定協力と情報提供

- ・大阪府と連携し、居住支援法人の指定に協力
- ・大阪市内で活動する居住支援法人の一覧表を
大阪市ホームページに掲載
- ・大阪府下で174法人が指定のうち、
大阪市内で活動している団体は137法人（令和6年6月末時点）

大阪市住宅セーフティネット連絡会議の設置 （福祉部門との連携）

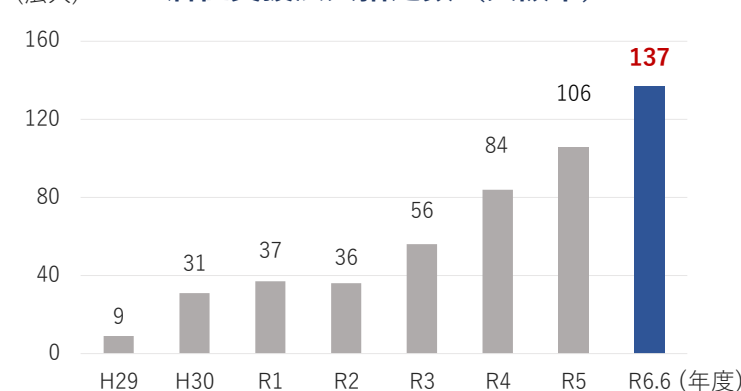
- ・高齢者支援、障がい者支援、地域福祉、
生活困窮者自立支援、生活保護、子育て支援、
就労支援、人権施策の担当課と庁内連絡会議を
設置し、情報共有・意見交換等を実施
- ・各区の相談窓口で制度のリーフレットを配布し
制度説明を実施
- ・区役所、居住支援法人、不動産事業者など
居住支援に関わる関係者が一堂に会し、
地域レベルでの居住支援の取組について
情報共有や意見交換を行う「情報交換会」を開催

居住支援法人指定数（都道府県別）
（令和6年6月末時点）



出典：国土交通省資料

居住支援法人指定数（大阪市）



サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して暮らせる住宅を提供するため、国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された制度専用サイト「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」において、施設情報や住宅ごとの詳しい運営情報を公開

大阪市では、住宅部局・福祉部局が連携して登録・検査業務を実施

【大阪市の登録件数】

194件 8,761戸（令和5年度末時点）

【主な登録基準】

- ・各専用部分の床面積は原則25㎡以上
- ・バリアフリー構造である
- ・ケアの専門家が日中建物に常駐し、状況把握・生活相談サービスを提供する など

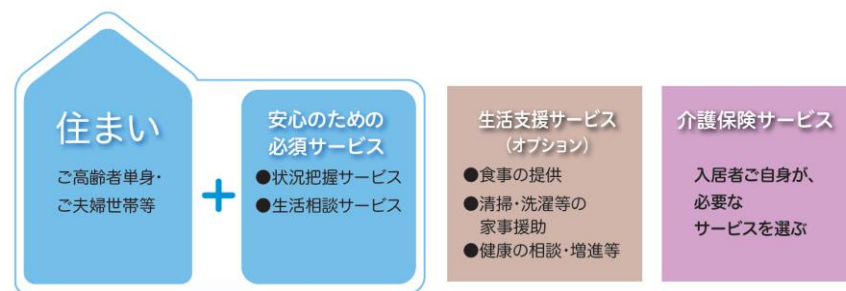
【大阪市連携体制】

〔都市整備局〕

- ・主にハード面
各住戸の面積・設備・加齢対応構造等

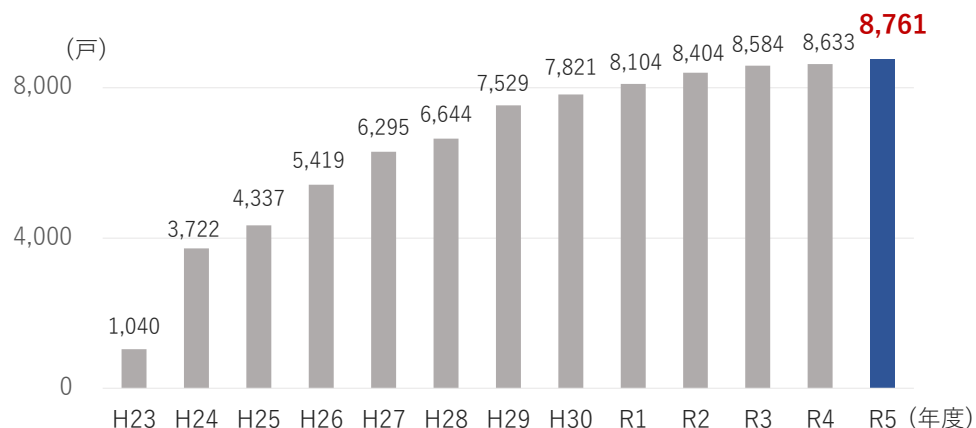
〔福祉局〕

- ・主にソフト面
サービス提供の内容や人員体制等



出典：サービス付き高齢者向け住宅（事業者用パンフレット）

サービス付き高齢者向け住宅 累計登録数（大阪市）



② 市営住宅の公平・公正な入居管理の実施

住宅困窮度の高い世帯への住宅の提供

○住宅困窮度が高い世帯を対象とする優先選考・随時募集

- ・市営住宅において、新婚・子育て世帯、ひとり親・高齢者・心身障がい者世帯や親子近居等の優先選考を実施
- ・緊急度の高い住宅困窮者への対応のため、公営住宅・改良住宅の随時募集を実施し、平成29年4月以降の随時募集では、単身者資格の特例として60歳未満の者も一部の住宅において対象に追加

○DV被害者世帯への対応

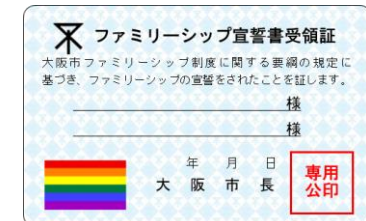
- ・DV被害者支援担当窓口など関係機関の副申を基に優先入居を実施

○LGBTなどの性的マイノリティの方への対応

- ・「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」による証明を受けた方を、入居資格・同居承認資格の特例として対象に追加（平成30年度～）
- ・パートナーシップ宣誓者の子や親を含めた「大阪市ファミリーシップ制度」への移行に伴い、対象者を追加（令和4年度～）



ファミリーシップ宣誓書



ファミリーシップ宣誓書受領証（カード）

公平で公正な入居管理の推進

○11回落選者特別措置制度の見直し

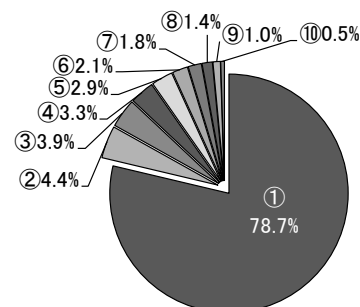
- ・公募によらない11回落選者特別措置制度による入居が、公募戸数の1／3を占める状況となっていたことから、従来の登録者全員が入居できる登録制度を改め、平成24年9月からは抽選による募集に制度を変更

○家賃減免制度の見直し

- ・より公平・公正な制度となるよう、平成24年3月から、収入の種類にかかわらず総収入をもとに判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に制度を変更

【旧制度】H23.3.31時点福祉減免分布状況

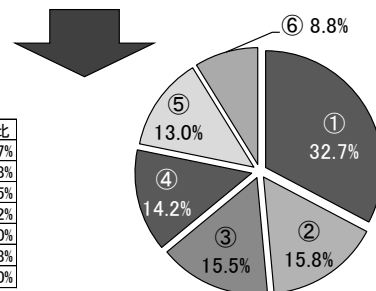
減免区分	年間総収入	平均負担額	構成比
①	～ 2,231,999	5,428	78.7%
②	2,232,000 ～ 2,331,999	7,472	4.4%
③	2,332,000 ～ 2,435,999	9,987	3.9%
④	2,436,000 ～ 2,539,999	12,512	3.3%
⑤	2,540,000 ～ 2,643,999	15,087	2.9%
⑥	2,644,000 ～ 2,743,999	18,269	2.1%
⑦	2,744,000 ～ 2,847,999	21,333	1.8%
⑧	2,848,000 ～ 2,951,999	24,689	1.4%
⑨	2,952,000 ～ 3,051,999	28,069	1.0%
⑩	3,052,000 ～ 3,155,999	32,638	0.5%
合計		7,394	100.0%



減免区分①が約80%を占めており、減免後の家賃額にあまり差がなかった

【新制度】R5.3.31時点福祉減免分布状況

減免区分	収入比率	減額率	平均負担額	構成比
①	～50%未満	80%	6,980	32.7%
②	50～60%未満	70%	9,456	15.8%
③	60～70%未満	55%	13,994	15.5%
④	70～80%未満	40%	18,666	14.2%
⑤	80～90%未満	25%	23,527	13.0%
⑥	90～100%未満	10%	28,417	8.8%
合計			10,468	100.0%



各減免区分に対象者が分散し、適切な家賃負担率となった

○指定管理者制度の導入

- ・市営住宅及び共同施設の管理業務について、新たな担い手を広く募ることにより、経費縮減はもとより、業務の一層の効率化や入居者サービスの更なる向上も期待できることから、令和3年度から指定管理者制度を導入

（３）魅力あるまちづくりと居住文化の継承

① 住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備

① 住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備

大阪市内に存在する伝統的な町家や長屋、近代建築など個性豊かで魅力ある建築物の修景を促進し、地域魅力の創出を図る

経過

- ・ H O P E ゾーン事業による修景整備に関するノウハウの蓄積
- ・ 建築物の再生活用ニーズの高まりや特色ある「建築」への注目の高まり
- ・ 伝統的な町家や長屋、近代建築など、個性豊かで魅力ある建築物が大阪市内全域に存在



「地域魅力創出建築物修景事業」のモデル実施（平成29年度～令和元年度）



モデル事業の成果を踏まえて、事業を本格化（令和2年度～）

○地域魅力創出建築物修景事業

【対象エリア】 大阪市内全域

【内容】

- 修景相談：民間建築物修景に関する基本的な説明や参考事例等の紹介を行う「一般相談」と専門家が修景に関して詳細な助言を行う「専門家相談」を実施
- 修景補助：地域魅力の創造・発信につながる質の高い修景を行う大阪市内の既存建築物を対象に、その工事費の一部に対する補助を実施（補助率1/2・補助上限額300万円）
- 魅力発信：修景補助建築物をはじめ地域の魅力となる建築物を通して、建築物そのものや地域の魅力発信等を実施

HOPEゾーン事業

まちなみ修景等の補助事業終了後も、引き続き、地区ごとに定めた
「まちなみガイドライン」の周知・普及啓発や、これまでの実績等を活かした
地区の魅力発信を実施

地域との連携・協働により、地域の特徴を活かした建物の修景整備や公共施設の整備
などを実施（平成29年度まで） まちなみ修景補助件数：175件



地域魅力創出建築物修景事業

播谷商店（阿倍野区）

蔵と町家からなる旧質店の改修



建築当初のタイルの再利用



塀の改修



蔵の漆喰塗替え、焼杉板張替え、木格子の一部再現、塗替え 等

日本聖公会川口基督教会（西区）

旧居留地に建つ教会のライトアップによる新たな魅力創出



ライトアップ



外観を望見できるように、掲示板を移設



窓枠の塗替え

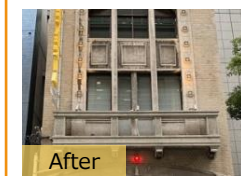


今橋ビルディング（中央区）

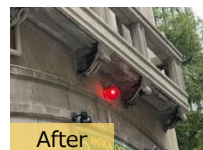
元消防署の特徴を活かした近代建築の修景



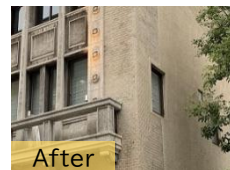
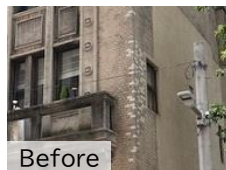
外壁の洗い、ライトアップ器具の取替え、サッシの取替え



ランプの修理



タイルの補修・貼替え



林寺2丁目長屋（生野区）

明治初期の長屋の再生



トタン張り外壁、戸袋を焼杉板に張替え、建具取替え等



塗装を剥離し、建築当初のタイルを再生保存



生きた建築ミュージアム事業

大阪のまちを一つの大きなミュージアムと捉え、
そこに存在する「生きた建築」を通して、新しい大阪の都市魅力を創造・発信

「生きた建築」とは

この事業で定義した『ある時代の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築物等』をいう新しい概念

生きた建築ミュージアム・大阪セレクション

- ・ 生きた建築 全97件を「大阪セレクション」として選定（平成25・26年度、令和5年度）
- ・ 装飾やデザインの再現・修復、ライトアップなど外観整備を補助（平成25年度～平成27年度）

イケフェス大阪（生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪）

- ・ 日本最大級の建物一斉公開イベント
- ・ 普段は入ることができない「生きた建築」の特別公開やオーナー自身による建物解説などを実施（平成26年度～）
 - 民間との連携体制の確立
（平成28年度設立：実行委員会、令和5年度設立：一般社団法人）
 - 日本建築学会賞受賞（平成29年4月）
 - 日本の都市で初めて Open House Worldwide に加盟（令和元年9月）

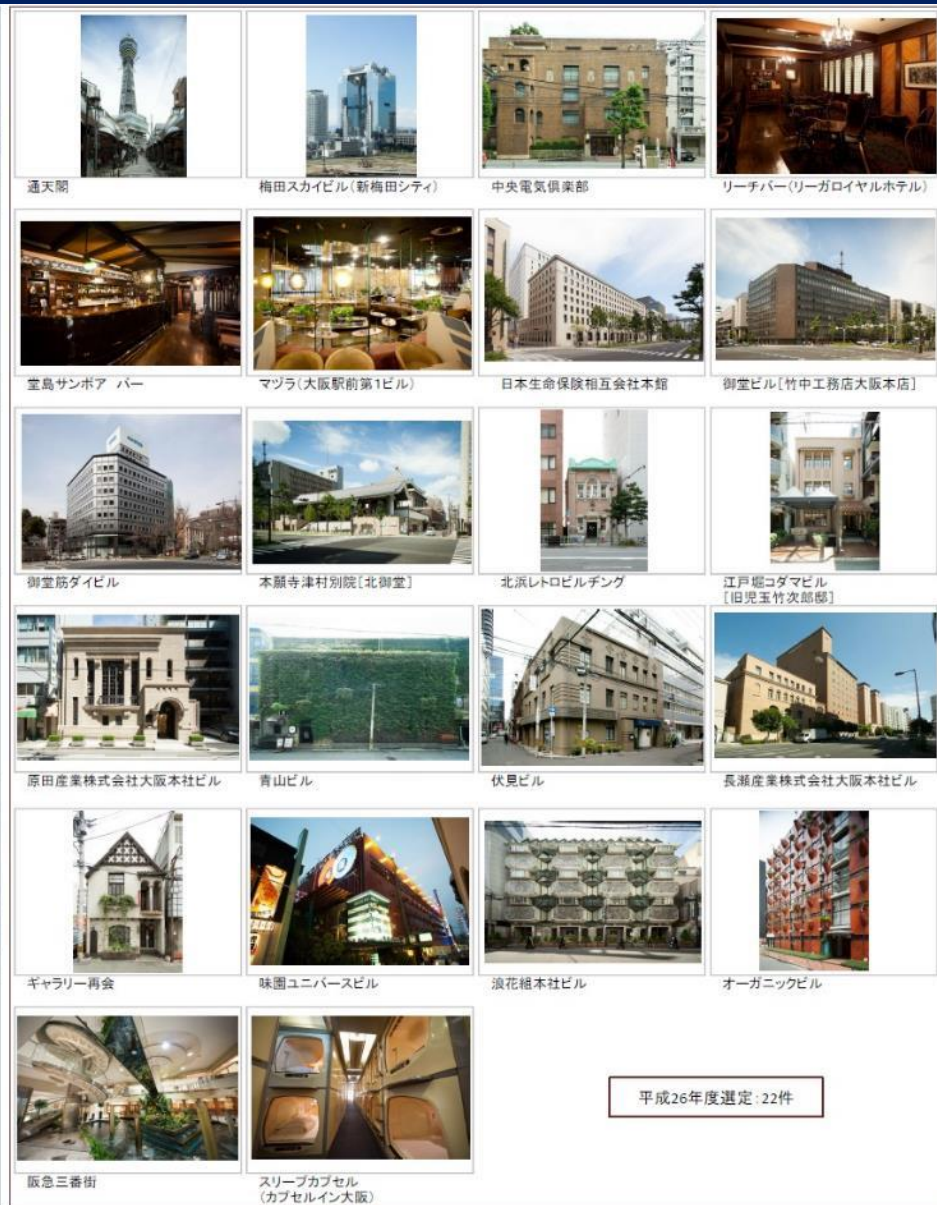
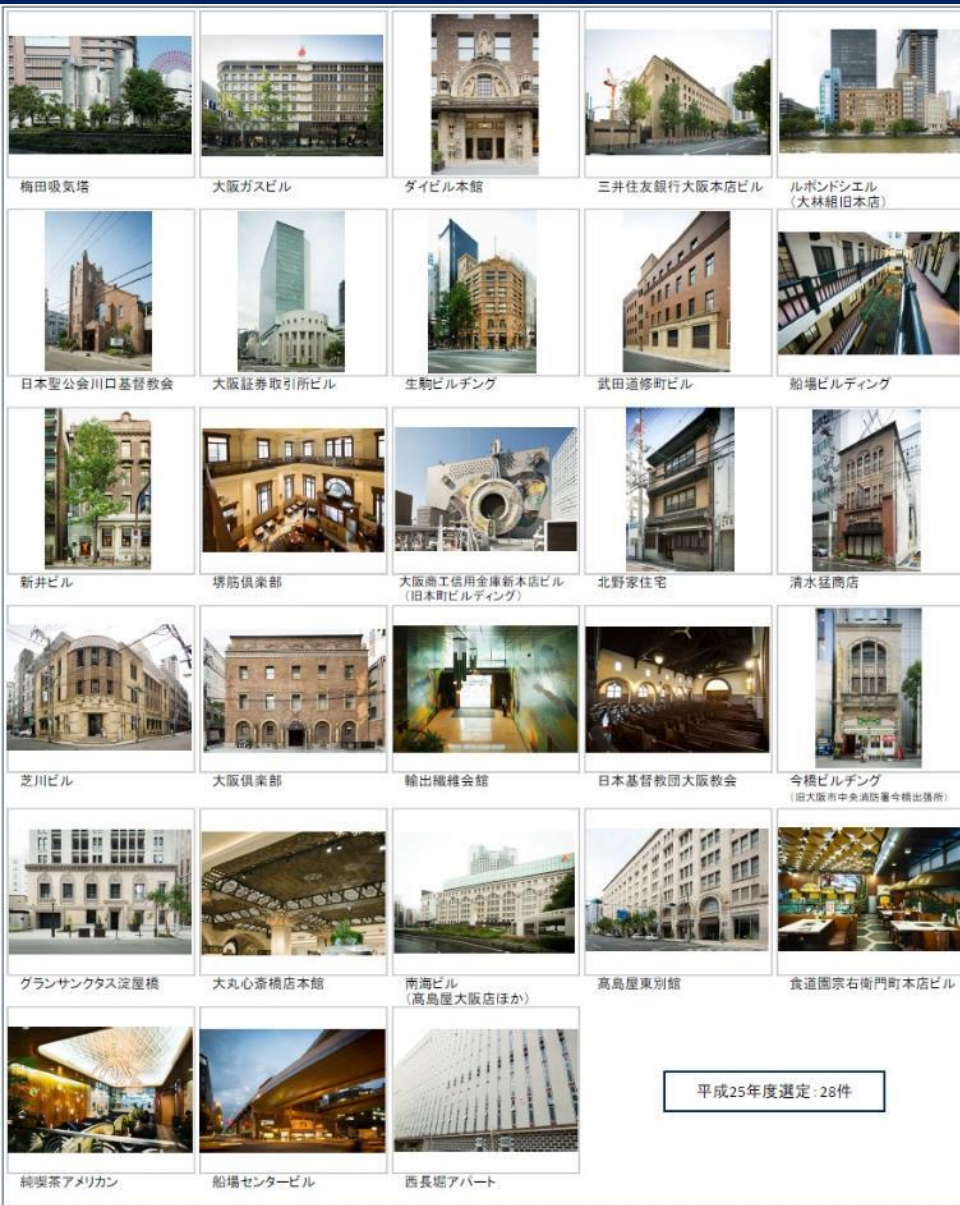
生きた建築を幅広い層に広げる取組

- ・ 建築たいけんプログラム（平成30年度～）
- ・ わたしたちの生きた建築発見プログラム（令和3年度～）



イケフェス大阪2024メインビジュアル

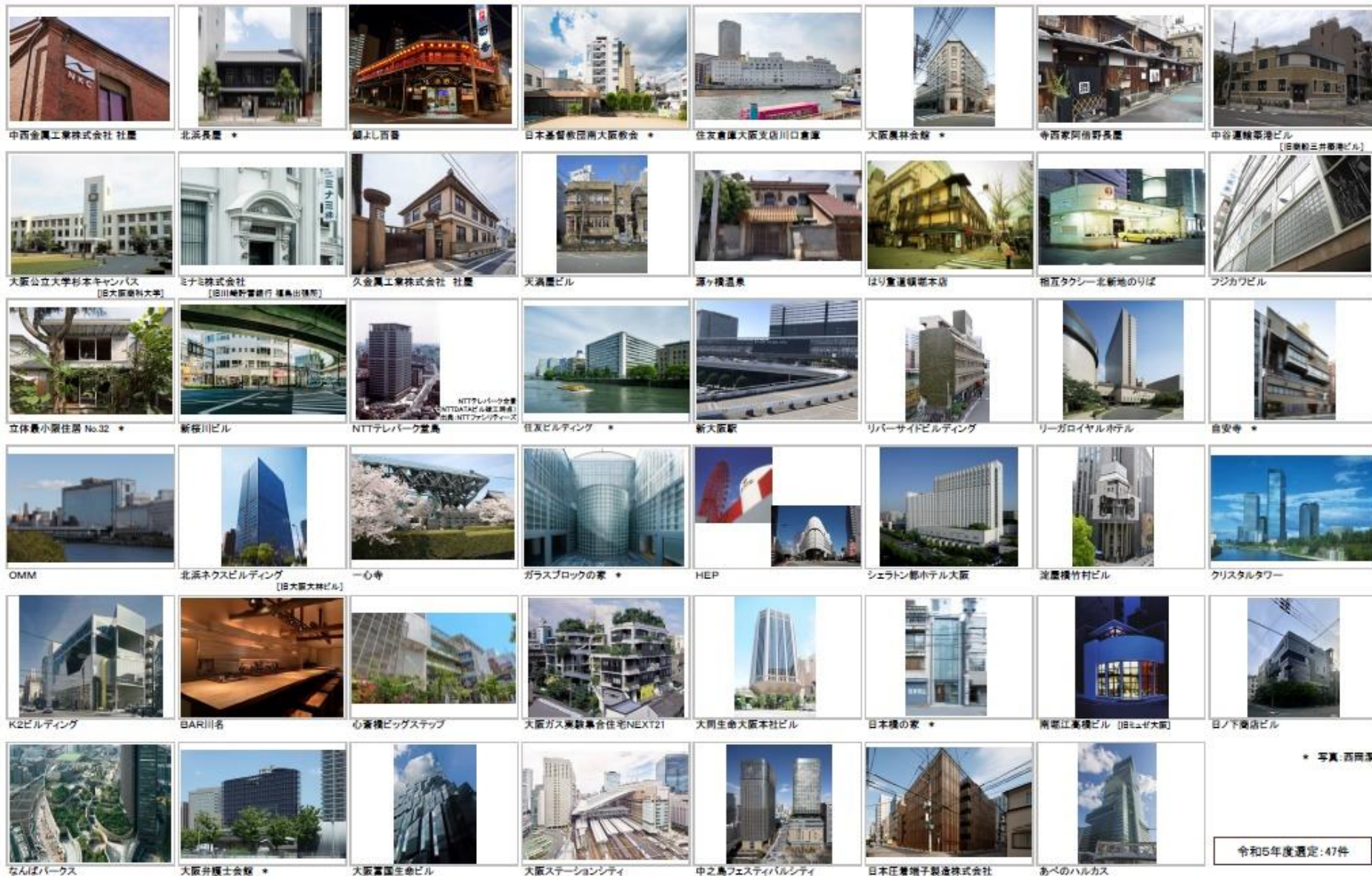
大阪セレクション（当初選定） 写真一覧



生きた建築ミュージアム大阪セレクション（当初選定）



大阪セレクション（第2期選定） 写真一覧



* 写真：西岡孝

令和5年度選定：47件

生きた建築ミュージアム大阪セレクション（第2期選定）



生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（イケフェス大阪）



芝川ビル



日本基督教団浪花教会



御堂ビル



大丸心斎橋本店



生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪2024

2024.10.26(sat)-27(sun) 開催



小学校を対象とした「建築たいけんプログラム」



専門家による講義



まちあるき



グループワーク（模型づくり）

市民参加型のエリア調査「わたしたちの生きた建築発見プログラム」



専門家による現地説明・まちあるき調査



参加者と専門家による意見交換会